

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月3日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1901号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(防疫等作業手当) 第13条 (略) 2・3 (略) <u>4 条例第14条第2項の心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</u> <u>(1) 鳥のとさつの作業</u> <u>(2) 家畜のとさつの作業に付随する作業（畜舎等において行うものに限る。）又は畜舎等において行う清掃若しくは消毒の作業</u>	(防疫等作業手当) 第13条 (略) 2・3 (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和4年11月18日から適用する。